

「神戸 HPC クラスタ/FOCUS ブースの企画・運営・装飾業務」

委託事業者公募要領

1. 目的・概要

神戸市(以下、「本市」)では平成 10 年より、ポートアイランドにおいて先端医療技術の研究開発拠点を整備し、産学官の連携により、21 世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図る神戸医療産業都市を推進している。

現在、神戸医療産業都市内には医療関連企業のほかに、理化学研究所のスーパーコンピュータ「京」、計算科学振興財団の FOCUS スパコンを中心とした、スーパーコンピュータの集積も進んでいる。本市ではスーパーコンピュータの産業利用促進について、計算科学振興財団とともに積極的に取り組んでいるところである。

本業務は、福井で開催される「北陸技術交流テクノフェア」において、「神戸 HPC クラスタ/FOCUS」ブースの企画・運営・装飾業務を事業者に委託することによって、スーパーコンピュータの産業利用促進を効果的に行うことを目的とする。

2. 委託期間(予定) 契約締結日から平成 30 年 10 月 31 日まで

3. 予算額(上限) 600千円(税込)

展示会期間が終了し、成果物の検査終了後に精算を行う。

4. 展示会の概要

- (1)名称:北陸技術交流テクノフェア 2018
- (2)会期:平成 30 年 10 月 25 日(木)~26 日(金)
- (3)場所:福井産業会館 (福井県福井市下六条町 103)
- (4)主催:技術交流テクノフェア実行委員会

5. 委託業務の内容

(1)本市展示ブースの企画・デザイン・運営

<出展小間について>

・出展小間数 1 小間(面積約 4.9 m²)

※基礎小間:間口 2.7m×奥行 1.8m

<全体コンセプト>

・神戸医療産業都市及び計算科学振興財団・FOCUS スパコンの PR

・ブース全体に対して LED 照明を用いるなどして、明るく活発にみえるように工夫すること

<ブースに関する要件>

・展示装飾規定、規定作業時間、搬入・搬出方法等については、展示会の主催者が規定する事項を遵

守ること

- ・来場者が立ち寄りやすいような開放的なイメージとなる展示装飾とすること
- ・来場者が遠方から視認可能となるように「神戸 HPC クラスター/FOCUS」のサインを設けること
- ・最低1か所以上のミーティングセット(テーブル及びイス)を用いる商談用スペースを設けること。
- ・パンチカーペットを全面に使用すること
- ・施錠可能なストックスペースを用意すること(パンフレットの入ったダンボール等を保管する)
- ・十分な量のパンフレットラックやパンフレットを陳列する場や展示パネルを掲出するスペースを設けること
- ・少なくとも1か所以上の電気コンセントを用意すること
- ・レンタル機器・照明等に必要な電気工事について行うこと(一次幹線工事および電気使用料を含む)

(2) 本市との出展装飾にかかる協議・調整

- ・本業務の遂行にかかる連絡、調整、打ち合わせなどに際し、迅速に対応できる体制を有していること。
具体的には、契約締結後から開催日まで、神戸市役所において本市職員と2回程程度の対面での協議が可能であること

(3) 展示会主催者との調整

- ・主催者手配物・申請物の主催者への申込書等の調整等(必要に応じて)

(4) 本市展示ブースの製作・開催期間中の維持管理・保管・撤去処分

- ・総括作業責任者を選任し設営・撤去作業の進捗及び履行確認を行うほか、会期中のブース装飾に関する一切のトラブル対応を行える体制を整えること
- ・展示会の間における物品の保管・搬送・廃棄を適切に行うこと

(5) その他

実際の展示内容の企画や展示物の作成にあたっては、契約締結後から市と協議の上、進めること

6. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- (7) 神戸医療産業都市のコンセプトに賛同し、これを推進しようとする意欲があること。

7. 応募書類

- (1) 参加申込書(様式1号、メール送付):1部※
- (2) 企画提案書(PDF 様式、メール送付)

(3) 団体等の概要がわかる資料(様式は問わない、メール送付)

(4) 事業費見積書(様式は問わない、メール送付):1部

※様式1号の参加申込書は記入の後、スキャンしてメール送付するか、word等で同等の様式を作成して送付しても構わない。

8. 企画提案書の記載事項

企画提案書には、以下の事項を必ず記載すること。記載のない場合は、失格とする。

(1) テーマ・コンセプト

神戸 HPC クラスタ/FOCUS ブース展示のテーマ、コンセプトを設定し、わかりやすい表現で記載すること

(2) 下記の「10. 選考方法 (2) 評価方法」において定める各評価の観点への対応

(3) 展示会のブースに関する提案

提案内容にもとづいて、展示会のブースの装飾を行うものとする。ただし、実際の展示内容の企画・作成の詳細については、市と協議の上、進めること

(4) 事業費

費目ごとの事業費内訳も記載すること

(5) 事業実施体制

事前の企画立案・連絡調整、準備業務の体制、展示会開催中の運営体制などについて記載すること

(6) スケジュール

展示内容の企画に要する期間、展示物作成にかかる期間など、いつまでにどのような進捗であるか計画し、記載すること

9. 応募手続き

提出期限までに、「7. 応募書類」を下記へメール送付すること。なお、一団体に複数の企画提案書の提出はできないものとする。

提出期限 平成 30 年 8 月 29 日 (水) 17:00 必着

【応募書類提出先】

E-mail アドレス: corp_supakon@office.city.kobe.lg.jp

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 推進課(担当: 永田、森)

※本メールアドレスの容量は 5MB まで

(送付資料の容量が 5MB 超える場合は、当市よりファイル交換システムを案内するため連絡すること)

10. 選考方法

(1) 審査方法

企画提案書に基づく審査により、応募者の受託適性、提案内容及び事業費などを総合的に勘案し、評価を行う。

(2) 評価方法

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

- A: 応募者の受託適性・過去の実績
- B: 提案内容の本市事業への貢献度
- C: 提案内容の魅力・独創性
- D: 提案内容の実現可能性(実際に実現可能な提案内容になっているか)
- E: 事業費

(3) 選考結果の通知

選考結果が決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。

(4) その他

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出書類に必要事項の記載のなかった者
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ・「6. 応募資格」を満たしていない者

11. 質問及び回答

- ・ 質問がある場合は、様式 2 号の質問書に必要事項を記載し、E-mail で送付すること(電話による質問の受付は行わない)。また、様式 2 号の質問書は記入の後、スキャンしてメール送付するか、word 等で同等の様式を作成して送付しても構わない。
- ・ E-mail で質問を送付される場合は、必ずタイトルを「神戸 HPC クラスター/FOCUS ブース企画に関する質問」と明記すること。
- ・ 質問は、E-mail にて回答する。また、神戸医療産業都市ポータルサイト (<https://www.fbri-kobe.org/kbic/>) 上に、質問と回答をあわせて掲載する。

質問期限 平成 30 年 8 月 22 日(水)17 時まで

【質問書送付先】

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部 推進課(担当:永田、森)

E-mail アドレス:corp_supakon@office.city.kobe.lg.jp

12. その他

- ・ 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- ・ 応募者からの提出物は、返却しない。
- ・ 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- ・ 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を

返還させることができる権利を有する。

- 本委託業務にかかる著作権は、本市に帰属する。
- 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。